

規則

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月1日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第49号

高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

高知県食品衛生法施行細則（昭和48年高知県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「ただし」を「ただし、法第53条第2項、政令第5条第2項、省令第67条」に、「第6条、第10条、第14条、第16条及び第17条」を「第14条及び第17条第1項」に改める。

第3条中「第9条第1項ただし書に規定する」を「第9条第1項ただし書の」に、「第19条第1項」を「第19条」に改める。

第5条の見出しを「（検査命令書）」に改める。

第6条の見出し中「申請」を「申請書」に改め、同条中「第5条第2項に規定する」を「第5条第2項の」に改める。

第7条を次のように改める。

（食品衛生管理者の設置及び変更の届書）

第7条 省令第49条第1項の食品衛生管理者の届書は、別記第3号様式によるものとする。

第10条の見出し中「申請」を「申請手続」に改め、同条中「第67条に規定する」を「第67条の」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の営業の許可の申請書には、省令第67条第1項各号又は第2項各号に掲げる事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者（法第24条第1項に規定する都道府県知事等が生食用食肉を取り扱う者として適切であると認めた者をいう。第17条第2項において同じ。）の氏名、生年月日及び登録番号を記載しなければならない。

第11条第1項中「規定による」を削り、「以下」を「次項において」に、「前条」を「前条第1項」に改め、同条第2項中「のとおり」を「に定めるとおり」に改める。

第12条の見出しを「（営業許可証の交付）」に改め、同条中「第52条第2項の規定による」を「第52条第1項の」に、「別記第6号様式による食品営業許可証」を「別記第5号様式による営業許可証」に改める。

第14条中「規定による」及び「（第16条において「許可営業者」という。）」を削り、「紛失又はき損したときは、別記第7号様式による営業許可証再交付申請書により」を「紛失し、又は毀損したときは、別記第6号様式による営業許可証再交付申請書を提出して」に改める。

第16条を次のように改める。

(相続、合併又は分割による許可営業者の地位の承継の届出手続)

第16条 省令第68条第1項、第69条第1項又は第70条第1項の許可営業者の地位の承継の届出書は、別記第7号様式から別記第9号様式までによるものとする。

2 前項の許可営業者の地位の承継の届出書には、省令第68条第1項各号、第69条第1項各号又は第70条第1項各号に掲げる事項のほか、食品衛生責任者の氏名及び資格等を記載しなければならない。

第17条の見出し中「届出」を「届出手続」に改め、同条中「別記第11号様式」を「別記第10号様式」に、「行わなければ」を「しなければ」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項の営業許可申請事項変更届には、変更があった事項のほか、食品衛生管理者又は食品衛生責任者の氏名及び資格等、生食用食肉の取扱いに関する事項並びに認定生食用食肉取扱者の氏名、生年月日及び登録番号を記載しなければならない。

第18条を次のように改める。

(休業、廃業等の届出書)

第18条 条例第6条第1項の休業又は廃業の届出書は、別記第11号様式によるものとする。

2 条例第6条第2項の営業の再開の届出書は、別記第12号様式によるものとする。

別表の1の表中

「

め	ん	類
---	---	---

」

を

「

麵	類
---	---

」

に、「めん類（）」を「麵類（）」に改める。

別記様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の高知県食品衛生法施行細則別記様式は、この規則による改正後の高知県食品衛生法施行細則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

規 則

◎ 高知県食品衛生法施行細則の一部を改正する規則